

(仮称) 石巻三ツ股複合商業施設の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 ダイワロイアル株式会社
- 2 届出年月日 令和元年8月27日
- 3 店舗の名称 (仮称) 石巻三ツ股複合商業施設
- 4 店舗設置者 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 5 店舗所在地 石巻市三ツ股二丁目30番6 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
マックスバリュ南東北株式会社	2, 191 m ²	食料品, 日用品, 雑貨等
株式会社ツルハ	1, 078 m ²	医薬品, 雑貨等
計	3, 269 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和2年4月28日

- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 132 台 (指針による必要台数: 132台)
- (2) 駐輪場の収容台数 95 台 (指針による参考台数: 93台)
- (3) 荷さばき施設の面積 623.4 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 11.92 m³ (指針による必要容量: 11.18m³)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ南東北株式会社 開店時刻: 午前8時 閉店時刻: 午後11時
株式会社ツルハ 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午後10時
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

- 10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和元年9月11日
- ・縦覧期間 公告の日から令和2年1月14日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 令和元年10月3日

- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 元年10月11日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 2年 1月14日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 2年 4月27日 (届出の日から8か月以内)

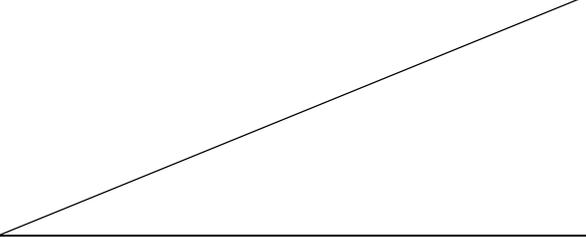
住民説明会の実施状況

開催日時	1回目：令和元年10月3日（木）午後3時から午後4時まで 2回目：令和元年10月3日（木）午後6時30分から午後7時30分まで
開催場所	釜会館 集会室 石巻市築山3丁目6-28
出席人数	1回目： 12名 2回目： 3名

1回目	
質問事項	回答内容
サービス棟に入るテナントはなにか。	確定はしておりませんが、理美容室等を入れたいと考えております。 →指針の対象外
ツルハドラッグ中浦店との違いはなにか。中浦店は閉店するのか。	こちらの売場面積のほうが少し大きいので商品の取り扱いを増やせると考えております。中浦店は閉店せずそのまま営業いたします。 →指針の対象外
2回目	
質問事項	回答内容
なし	なし

石巻市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
(1) 騒音に関する事項 早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	来客車両については看板等でアイドリング・空ぶかし防止を呼びかけ、商品等搬入車両については、夜間（22：00～6：00）の作業を行わず、アイドリングストップを徹底し、従業員の車両についてもアイドリング・空ぶかし防止を徹底させ近隣住宅へ配慮した対策を講じます。
(2) 振動に関する事項 届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する空調機室外機及び冷機室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合がある。振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	設置する空調機室外機及び冷機室外機が原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合は振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じます。

<p>(3) 公害に関する事項</p> <p>屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な公害対策を講じること。</p>	<p>屋外照明・広告塔照明については、駐車場内部及び看板面を直接照らすように設置し周辺住居に影響のない様に対策を講じます。</p>
<p>(4) 廃棄物対策に関する事項</p> <p>必要な廃棄物等の保管施設の容量A棟7.79m³、B棟4.13m³は、廃棄物等の排出量予測A棟7.49m³、B棟3.69m³を満たしており、適切と思慮される。</p>	
<p>(5) その他の事項</p> <p>近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。予定地は、北側、東側、南側は住宅地となっているが、特に北側は住家と近接していることから、作業音等の発生を極力抑えること。</p> <p>事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。</p>	<p>近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに対応します。</p> <p>作業音等の発生を抑えるよう作業従事者に徹底させます。</p> <p>近隣の住民の方には事業や届出内容をご理解いただけるよう近隣説明会にて説明を実施いたしました。なお、再度説明を求められた際は、個別に対応をさせていただきます。</p>
<p>【教育委員会の意見について】</p> <p>届出のあった店舗については、東日本大震災で甚大な被害があった地域であり、その後多くの児童生徒が転居しており、現在居住する生徒は少ない状況である。</p> <p>しかし、周辺道路の整備や復興住宅の整備に伴い、再度居住する児童生徒が現れてくることも予想される。</p> <p>学校では、常日頃から登下校における安全指導においては、通学路の安全点検を実施し実態をつかみながら児童生徒に指導を行っている。今回届出のあった店舗の出店により、周辺道路の交通量の増加が予想され、児童生徒の交通事故の発生が憂慮される。</p> <p>このことから同店駐車場出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>来店客車両には場内徐行や一旦停止等の安全運転を呼びかけるとともに、搬入車及び従業員の運転者に対しても、交通安全指導を徹底します。</p> <p>また、オープン時や必要と判断される特異日又繁忙時には交通整理員を配置し、入出庫のスムーズな誘導と歩行者の安全確保に努めます。</p>

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和2年3月10日（火）午後13時30分から午後14時30分まで
開催場所	（仮称）石巻三ツ股複合商業施設 建設予定地
調査会結果	総合交通対策課，県警本部交通規制課，石巻警察署，石巻市，設置者，小売業者，商工金融課等を交えて現地を確認し，交通対策等について検討を行った。この案件に対して県の意見を必要とする事項は出なかった。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	ダイワロイヤル株式会社	
届出年月日	令和元年8月27日	
店舗名称	（仮称）石巻三ツ股複合商業施設	
所在地	石巻市三ツ股二丁目30番6 外	
市町村の意見	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
地域住民等の意見	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
県 の 意 見 案		
交通関係	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
騒音関係	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	<input type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	なし	